

令和5年度

広域基盤整備計画調査

北上川下流地域広域基盤整備計画検討他業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1-1 条 広域基盤整備計画調査 北上川下流地域広域基盤整備計画検討他業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第 1-2 条 本業務は、広域基盤整備計画調査の一環として、北上川下流地域における国営地区の「食料供給能力調査」、「地域農業の将来発展構想」及び「環境・景観配慮基本方針」を検討し、来年度作成する広域基盤整備計画の基礎資料とするものである。

あわせて、迫川上流地区における水利状況における課題を把握するものである。

(場 所)

第 1-3 条 本業務の対象となる地域は、岩手県一関市及び宮城県石巻市他 4 市 5 町地内であり別添位置図に示すとおりである。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第 1-4 条 本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ② 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④ 業務成果品のミス、不備 等

(一般事項)

第 1-5 条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第 1-6 条 管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農 業	農業土木 農業農村工学
博士	農 学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(担当技術者)

第1-7条 担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-8条 共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1-9条 受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条 本業務で適用する図書は次のとおりであり、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省 農村振興局	令和5年4月
2	農業水利施設の機能保全の手引き 「パイプライン」	農林水産省 農村振興局	平成28年8月
3	農業水利施設の機能保全の手引き 「開水路」	農林水産省 農村振興局	平成28年8月
4	農業水利施設の機能保全の手引き 「頭首工」	農林水産省 農村振興局	平成28年8月
5	農業水利施設の機能保全の手引き 「頭首工(ゲート設備)」	農業農村整備整備 部会 技術小委員会	平成22年6月
6	農業水利施設の機能保全の手引き 「頭首工(ゴム堰)」	農林水産省 農村振興局	平成25年4月
7	農業水利施設の機能保全の手引き 「水路トンネル」	農林水産省 農村振興局	平成28年8月
8	農業水利施設の機能保全の手引き 「ポンプ場(ポンプ設備)」	農林水産省 農村振興局	平成25年4月
9	農業水利施設の機能保全の手引き 「除塵設備」	農林水産省 農村振興局	平成25年4月
10	農業水利施設の機能保全の手引き 「電気設備」	農林水産省 農村振興局	平成25年5月
11	農業水利施設の機能保全の手引き 「水管理制御設備」	農林水産省 農村振興局	平成25年5月
12	農業水利施設の長寿命化のための手引き (案)	農林水産省 農村振興局	平成27年11月

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
13	農業水利施設のコンクリート構造物調査・評価・対策工法選定マニュアル	農林水産省 農村振興局	平成 19 年 4 月
14	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画 農業用水（水田）	農林水産省 農村振興局	平成 22 年 7 月
15	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画 農業用水（畑）	農林水産省 農村振興局	平成 27 年 5 月
16	土地改良事業計画設計基準 計画 排水	農林水産省 農村振興局	平成 31 年 4 月

(作業条件)

第 2-2 条 本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分に打合せを行い、手戻りの無いよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で、受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

(対象施設)

第 2-3 条 本業務の対象となる地区は次のとおりである。

地区名	前歴事業工期 (災害復旧を除く)	現 状
旧迫川	S41～S53	国営土地改良事業地区調査 (R5～R7 予定)
中田	S47～S62	地域整備方向検討調査 (R4～R6 予定)
迫川上流	S51～H8、H3～H17	事業完了
定川	S22～S45	事業完了
河南	S46～S56	事業実施中 (H28～R9 予定)
大崎西部	S62～H17	事業完了
江合川	H5～H19	事業完了
鳴瀬川	H3～H21、H7～H21	事業完了
大崎	H6～H21	事業完了
中津山	H20～R1	事業完了

本業務の対象となる地区の施設は次のとおりである。

旧迫川地区 (関係改良区数：2)

施設区分	施設名	施設数
揚水機場	西館揚水機場、山吉田揚水機場、西郷揚水機場、砥落揚水機場、高石揚水機場、南方揚水機場、千貫補助揚水機場、米山揚水機場、篔岳揚水機場、立戸揚水機場、松崎揚水機場、	11 施設
排水機場	船越排水機場、大袋排水機場、古川排水機場、畑岡排水機場、小里排水機場、大貫排水機場、舟橋排水機場、裏大岳排水機場、蕪栗排水機場	9 施設
導水路	舟橋導水路	1 施設
用水路	西館幹線用水路、北方用水路、板倉用水路、南方用水路、山吉田幹線用水路、本郷用水路、高石用水路、梶沼用水路、穴山幹線用水路、米岡用水路、砥落用水路、青島用水路、南方幹線用水路、千貫用水路、野谷地用水路、米山幹線用水路、舟入用水路、筒場	26 施設

	埵用水路、土地込用水路、斉藤用水路、上谷地用水路、篔岳幹線用水路、篔岳用水路、鹿飼沼用水路、大貫用水路、立戸用水路	
排水路	高石幹線排水路、北方排水路、山成排水路、船越排水路、大畑排水路、大岳排水路、大袋排水路、千貫排水路、野谷地排水路、米山幹線排水路、上谷地排水路、舟入排水路、中津山排水路、筒場埵排水路、米山中央幹線排水路、中央排水路、蕪栗排水路、篔岳排水路、小里排水路、本郷排水路	20 施設
承水路	北方承水路、小里承水路	2 施設
放水路	高石放水路	1 施設

中田地区（関係改良区数：1）

施設区分	施設名	施設数
揚水機場	大泉揚水機場、水越揚水機場、桜場揚水機場、新田揚水機場、峰前揚水機場、吐出揚水機場、川面揚水機場、長崎揚水機場、高倉揚水機場、柴山揚水機場、浦沼揚水機場、馬洗揚水機場、八貫揚水機場、塔婆崎揚水機場、杉山補助揚水機場、花島前揚水機場、大手口揚水機場、大手前揚水機場、松ヶ崎揚水機場、四方樋揚水機場、第6補助揚水機場、五枚樋揚水機場、小倉揚水機場、金谷揚水機場、中田揚水機場、新川前揚水機場、西部揚水機場、桑代揚水機場、高見揚水機場、長根揚水機場、若林揚水機場、要害浦揚水機場、八幡揚水機場、小塚揚水機場、大柳揚水機場、駒索揚水機場、大沼谷地揚水機場、沼崎揚水機場	38 施設
排水機場	糠塚排水機場、糠塚第2排水機場、西田排水機場、西田第2排水機場、細谷排水機場、五ヶ村堀排水機場（低位部）、五ヶ村堀第2排水機場、五ヶ村堀排水機場（高位部）	8 施設
導水路	大泉導水路	1 施設
用水路	大泉幹線用水路、石森幹線用水路、高倉用水路、的沼用水路、小倉用水路、桑代用水路、茨島用水路、桜場用水路、水越幹線用水路、黒沼用水路、新井田用水路、荒谷用水路、森用水路、峰前用水路、小島用水路、加賀野北用水路、加賀野南用水路	17 施設
排水路	糠塚幹線排水路、糠塚機械連絡排水路、桜場幹線排水路、川前低地排水路、西田機械連絡排水路、新井田排水路、浅水排水路、五ヶ村堀排水路、五ヶ村堀低地排水路、大排水路、森排水路、大江堀排水路、境堀排水路、遠田江排水路、大水門排水路、桜場排水路、二ツ木排水路、細谷排水路、糠塚排水路、小倉排水路、柏木排水路、白地排水路	22 施設
複水路	糠塚低地複水路	1 施設
放水路	五ヶ村堀放水路	1 施設
用水管理設備	用水管理施設	1 施設

迫川上流地区（関係改良区数：1）

施設区分	施設名	施設数
ダム	荒砥沢ダム、小田ダム	2 施設

頭首工	一の堰頭首工、柳原頭首工、熊川頭首工、上田頭首工、岩渕頭首工、軽辺頭首工、板倉頭首工、川台頭首工、西風頭首工、四ヶ村頭首工、伊豆野頭首工、秋山頭首工	12 施設
揚水機場	柳原揚水機場、熊川揚水機場、石越揚水機場、橋向揚水機場、川口揚水機場、新山揚水機場、畑岡揚水機場、台揚水機場	8 施設
用水路	荒砥沢用水路、一の堰幹線用水路、一の堰用水路、三の堰用水路、熊川用水路、柳原用水路、石越幹線用水路、石越1号用水路、石越2号用水路、石越3号用水路、上田用水路、岩渕用水路、軽辺幹線用水路、小軽辺用水路、杉橋用水路、軽辺用水路、板倉幹線用水路、大林用水路、大岡用水路、元町裏用水路、板倉用水路、中江用水路、川台幹線用水路、四ヶ村用水路、清水目1号用水路、川口用水路、青木畑用水路、伊豆野幹線用水路、真坂用水路、二町江用水路、継入江用水路、桧江用水路、伊豆野用水路、山の神江用水路、台用水路、新山幹線用水路、新山用水路1号、新山用水路2号、新山用水路3号、新山用水路4号、大目用水路、西風用水路、横峰江用水路、川台用水路、秋山用水路、成田用水路	46 施設
排水路	仮屋排水路、西川排水路	2 施設
発電所	荒砥沢発電所	1 施設
用水管理設備	中央管理所	1 施設
調整池	沖富調整池	1 施設

定川地区（関係改良区数：3 ※大崎地区、江合川地区、河南地区と重複）

施設区分	施設名	施設数
排水機場	大曲排水機場、柳ノ目排水機場、五味倉排水機場、南区排水機場、中区第1排水機場、中区第2排水機場、田沼排水機場、広渕排水機場、定川支川排水機場、蛇田排水機場、鞍坪排水機場	11 施設
排水路	大曲機械排水路、柳ノ目機械排水路、五味倉機械排水路、南区機械排水路、田沼機械排水路、鞍坪排水路、筍堀排水路、赤井堀排水（下流部）、八号排水路、十一号排水路、定川支線排水路、沖新堀排水路、中区第1機械排水路、中区第2機械排水路、蛇田機械排水路	15 施設
水門	青木制水門、鞍坪排水樋門、旧八丁樋門	3 施設
副水路	青木川右岸副水路、青木川左岸副水路、出来川上流部右岸副水路、出来川上流部左岸副水路、出来川右岸副水路、出来川左岸副水路、鞍坪右岸副水路、鞍坪左岸副水路、中江川右岸副水路、中江川左岸副水路、	10 施設
放流工	青木川サイホン放流工	1 施設
放水口	青木川放水口	1 施設
河川	青木川、中江川（国営）、中江川（県営）	3 施設
堰	運蔵堰	1 施設

河南地区（関係改良区数：3 ※大崎地区、江合川地区、定川地区と重複）

施設区分	施設名	施設数
------	-----	-----

揚水機場	和渕揚水機場、前谷地揚水機場、中山揚水機場、小松揚水機場、柏木揚水機場、笈入揚水機場	6 施設
用水路	和渕幹線用水路、和渕用水路、三郡幹線用水路、笈入幹線用水路、西谷地用水路、南郷用水路、名鱒用水路、赤羽根用水路、赤羽根第2用水路、矢本幹線用水路、赤井用水路、鹿又用水路、谷地中用水路、中埜用水路、中区用水路、新田用水路、下小松用水路、横沼用水路、鹿妻用水路、道地用水路、笈入用水路	21 施設
放水路	笈入放水路	1 施設
排水路	二間堀排水路(国)、二間堀排水路(県)、照江排水路、河原排水路、赤井堀排水路(上流部)、筥掘排水路	6 施設
用水管理設備	用水管理施設	1 施設

大崎西部地区（関係改良区数：1 ※大崎地区と重複）

施設区分	施設名	施設数
頭首工	大堰頭首工、二ツ石頭首工、清水川頭首工、門前頭首工	4 施設
揚水機場	第2号幹線揚水機場、敷玉揚水機場	2 施設
排水機場	米袋排水機場	1 施設
用水路	第1号幹線用水路、第2号幹線用水路、第3号幹線用水路、大谷地用水路、九々村江用水路、千刈江用水路	6 施設
排水路	米袋幹線排水路、1号支線排水路、2号支線排水路、3号支線排水路	4 施設
除塵機	千刈江除塵機	1 施設
用水管理設備	水管理施設（江合川地区及び鳴瀬川地区と共有）、用水管理施設	2 施設

江合川地区（関係改良区数：3 ※大崎地区、河南地区、定川地区と重複）

施設区分	施設名	施設数
頭首工	三丁目頭首工、右京江取水工	2 施設
揚水機場	高城揚水機場	1 施設
排水機場	田尻川排水機場、涌谷西排水機場	2 施設
用水路	三丁目幹線用水路、桜の目幹線用水路、右京江幹線用水路、田尻川幹線排水路、萩埜用水路、高城堰左岸用水路、高城堰右岸用水路	7 施設
排水路	百々川機械排水路、浪柳江排水路、最上排水路、涌谷西幹線排水路	4 施設
用水管理設備	水管理施設（大崎西部地区及び鳴瀬川地区と共有）	1 施設

鳴瀬川地区（関係改良区数：4）

施設区分	施設名	施設数
ダム	二ツ石ダム	1 施設

頭首工	鳴瀬川下流頭首工、桑折江頭首工、館前頭首工、上川原頭首工	4 施設
用水路	南郷 1 号幹線用水路、南郷 2 号幹線用水路、八幡袋江幹線用水路、館前幹線用水路、上川原幹線用水路、桑折江幹線用水路	6 施設
用水管理設備	水管理施設（江合川地区及び大崎西部地区と共有）	1 施設

大崎地区（関係改良区数：4 ※大崎西部地区、江合川地区、河南地区、定川地区と重複）

施設区分	施設名	施設数
ダム	岩堂沢ダム	1 施設

中津山地区（関係改良区数：1）

施設区分	施設名	施設数
排水機場	鶴家排水機場、後谷地排水機場	2 施設
排水路	旧古川排水路	1 施設

（参考図書）

第 2-4 条 本業務の参考とする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるものとする。

（貸与資料）

第 2-5 条 貸与資料は、次のとおりである。

また、貸与資料以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

番号	貸与資料	数量
1	広域基盤整備計画書様式（計画書編及び資料編）	1 式
2	食料供給広域基盤確立対策 広域基盤整備計画書（広域水系型）北上川下流地域	1 式
3	関係施設農業水利ストック情報データ	1 式
4	令和 3 年度広域基盤整備計画調査 北上川下流地域広域基盤整備計画資料作成業務	1 式
5	令和 4 年度広域基盤整備計画調査 北上川下流地域広域基盤整備計画検討業務	1 式

（参考図書及び貸与資料の取り扱い）

第 2-6 条 第 2-4 条及び第 2-5 条に示す参考図書及び貸与資料の取り扱いは次のとおりとする。

- （1）参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （2）参考図書は、作業時点の最新版を用い作業中に改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。
- （3）貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第 3 章 作業内容

（作業項目及び数量）

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。
なお、詳細は別紙1「作業項目内訳表」に示すものとする。

作業項目表

作業項目	数量
1. 資料の検討及び整理	1式
2. 「計画策定区域の概要」の検討	1式
3. 「環境・景観配慮基本方針」の検討	1式
4. 水利状況調査	1式
5. 点検取りまとめ	1式

(作業の留意点)

第3-2条 本業務における作業の留意点は、次のとおりである。

- (1) 第2-4条、第2-5条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 成果物の提出に伴い、業務全体の概要が理解できる内容としたダイジェスト版を作成するものとする。
- (4) 作業項目の検討結果において、発注者が関係機関と調整した内容を本業務に反映を指示する場合がある。これにより生ずる修正作業等については変更契約の対象とする。

(業務の成果品質確保対策)

第3-3条 契約後業務着手時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省WEBサイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 業務確認会議

業務の着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、主任監督員、監督員が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

- ①作業条件・前提条件
- ②業務計画の妥当性
- ③スケジュール
- ④設計変更内容

2) 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

(2) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条による打合せ時期及び回数等については、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初回 作業着手の段階(業務確認会議を兼ねる)

第2回 中間打合せ(「地域農業の将来発展構想」の検討段階)

第3回 中間打合せ（「環境・景観配慮基本方針」及び「水利状況調査」の検討段階）
最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は共通仕様書第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

（成果物）

第5-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- （1）成果物の電子媒体（CD-R等） 正副2部
- （2）成果物の出力（図面出力含む） 1部（市販のファイル綴じで可）

（成果物の提出先）

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県盛岡市内丸7-25
東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第6章 業務管理

（情報共有システム）

第6-1条 情報共有システムの業務について

- （1）本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- （2）情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。
- （3）受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第7章 契約変更

（契約変更）

第7-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

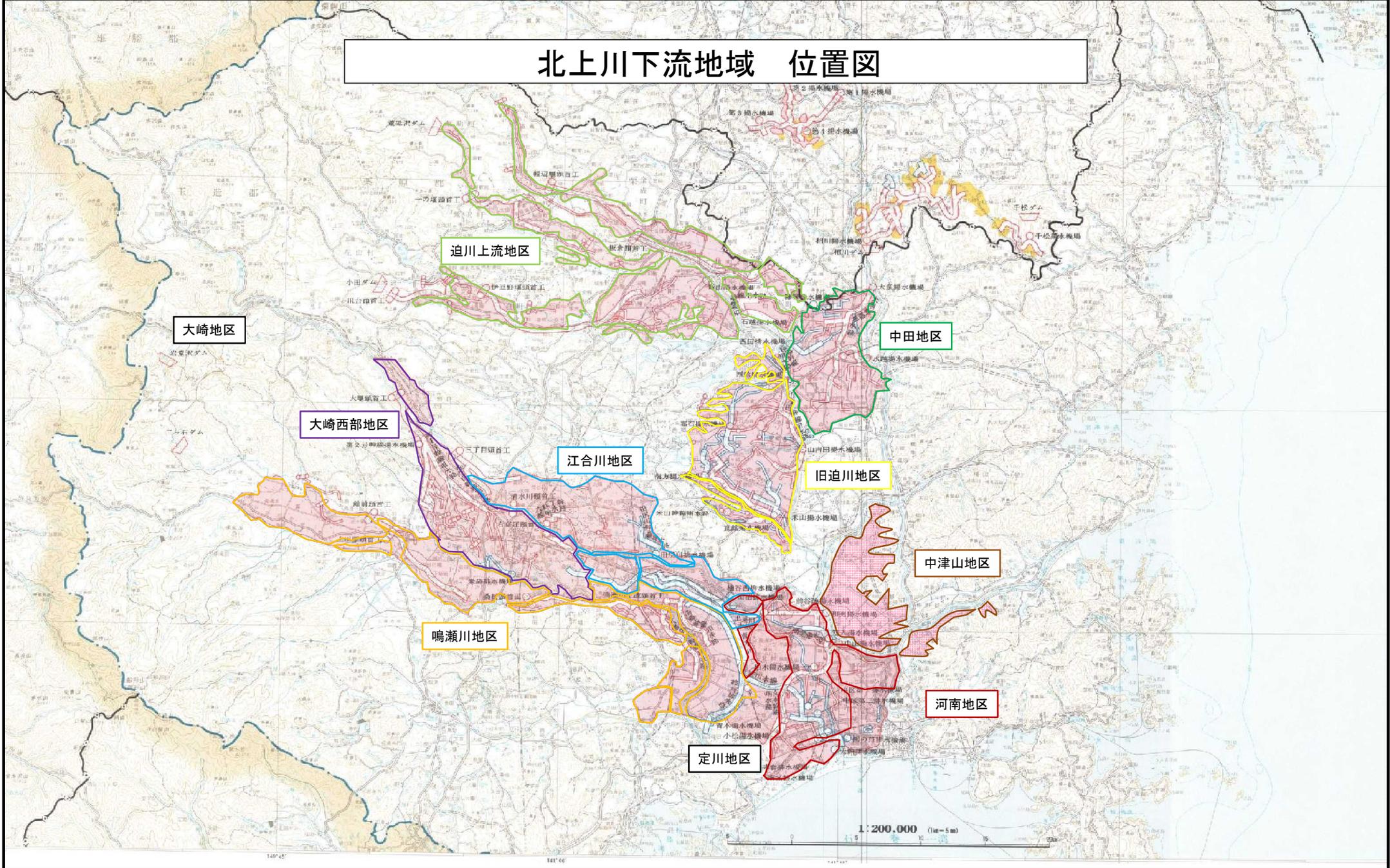
- （1）第2-2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合
- （2）第2-3条に示す「対象施設」に変更が生じた場合
- （3）第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- （4）第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- （5）第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- （6）履行期間の変更が生じた場合
- （7）その他

第8章 定めなき事項

（定めなき事項）

第8-1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の作業にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

北上川下流地域 位置図



別紙1 【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	広域基盤整備計画書における取りまとめ様式(別紙2)		作業実施欄
		本編	資料編	
1. 資料の検討及び整理	適用する図書及び貸与資料を整理・把握し、作業計画を樹立する。	—	—	○
2. 「計画策定区域の概要」の検討 2-1. 食料供給能力調査	農林水産統計年報・農林業センサス等により、食料生産（耕地面積、土地利用状況等）の現況値及び計画値の拾い出しを行い、調査様式に食料安定供給に対する寄与率を試算し整理する。	様式1-4	様式1-4-1 ～1-4-3 様式1-4-14 ～1-4-32	○
2-2. 「地域農業の将来発展構想」の検討	事例調査として、国営地区内若しくはその近隣において担い手農業経営体（1経営体/地区程度）から、現在の営農状況、課題及び今後の営農展開・販売戦略等について聞き取り、調査様式に整理する。	様式1-5	—	○
3. 「環境・景観配慮基本方針」の検討	関係市町村の田園環境整備マスタープラン、農村環境計画等により旧国営地区毎に環境・景観の現況及び機能方針を整理する。	様式6	様式6-1-1 ～6-2-1	○
4. 水利状況調査	迫川上流地区における沖富調整池造成後の配水の実態を把握するため、沖富調整池及び取水施設の運用状況（取水量、取水期間、配水運用及び用水系統）を調査し、施設の課題及び水管理の課題を整理する。	—	—	○
5. 点検取りまとめ	成果物の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	—	—	○

【本編】

記載要領

1. 計画策定区域の概要

(4) 食料供給能力

- ① 広域基盤整備計画調査地域が食料の安定供給に寄与する役割
 - ・ 広域基盤整備計画調査地域が食料の安定供給に寄与する役割について都道府県毎に記載する。
- ② 県、市町村の長期計画と広域基盤整備計画地区の食料安定寄与度（様式1-4）
 - ・ 県長期計画は年次及び県名を記入する。
 - ・ ○○地域の目標は、○○地域現況面積／○○県現況×目標値で推計する。
 - ・ 市町村マスタースタップランは、市町村振興計画とし、各市町村の合計値を記載する。
 - 水田作：地域水田農業ビジョンより
 - 畑作：アグシヨンプログラムより
 - ・ 市町村マスタースタップラン等が未更新の場合は、他の資料により代替、推定して記載する。
 - ・ 地域の実態を反映できるように項目についても適宜修正する。

1. 計画策定区域の概要

(4) 食料供給能力

① 広域基盤整備計画調査地域が食料の安定供給に寄与する役割

② 県、市町村の長期計画と広域基盤整備計画地区の食料安定寄与度

(様式1-4)

項目	〇〇県長期計画			市町村マカプラン		〇〇地域		広域基盤整備計画地区の食料安定供給寄与度		
	現況 基準年次 H年 (A)	中間年次 H年 (B)	目標年次 H年 (C)	現況 基準年次 H年 (D)	目標年次 H年 (E)	現況 (F)	計画 (G)	〇〇地域 対 F/A (%)	〇〇地域計画 対 G/C (%)	〇〇地域計画 対 マカプラン G/E (%)
畜産										
麦類										
雑穀・豆類										
芋類										
甘藷										
野菜										
果菜類										
根菜類										
葉茎菜類										
果樹										
花生										
工業作物										
茶										
たばこ										
飼料作物										
その他										
計										
耕地面積										
耕地利用率										
肉用牛										
乳用牛										
豚										
採卵鶏										
ブロイラー										
計										

記載要領

1. 計画策定区域の概要

(4) 食料供給能力

③ 地域農業の将来発展構想 (様式 1-5)

- ・以下のポイントを踏まえて基本的には旧国営地区毎に記載することとする。なお、将来発展構想については各種農業振興計画、担い手等の意向調査、市場ニーズ等の調査結果及び広域基盤確立推進協議会の議論を踏まえて、1ページ以内で記載する。
- ・地域農業の概況 (土地利用の状況、担い手の状況、経営規模、代表的な営農類型、地域農業の優良性等)
- ・基盤整備状況 (農業用排水事業、ほ場整備事業の整備率等)
- ・地域農業の問題点 (受益農家の高齢化、後継者不足、機械利用体系等)
- ・将来発展構想 (担い手への農地集積推進、生産の効率化、生産コストの低減、担い手等の意向、市場ニーズに対応した高付加価値化等)

1. 計画策定区域の概要

- (4) 食料供給能力
- ③ 地域農業の将来発展構想

記載要領

6. 環境・景観配慮基本方針（様式6）

（1）環境・景観の現況

- ・ 旧国営地区毎を基本に、地域の自然環境・景観の現況について、現地調査、文献、既存調査資料等により概要を記載する。

（2）環境・景観配慮基本方針

- ・ 旧国営地区毎を基本に、地域の環境・景観の現況を踏まえ、更新整備時における環境・景観配慮の基本的な方針を概定し記載する。
- ・ 地域の田園環境整備マスタープラン等との整合を図ることに留意して記載する。

6. 環境・景観配慮基本方針

(1) 環境・景観の現況

(2) 環境・景観配慮基本方針

【資料編】

記載要領

1. 計画策定区域の概要

- (4) 食糧供給能力
- ① 農業振興計画
- ア 県長期計画等
- 1) 計画策定区域の位置付け (様式 1-4-1)
 - ・ 地域名については、県長期計画の区分により記載する。
 - ・ 市町村名については、地域に含まれる市町村を全て記載する。ただし、市町村合併等により県長期計画策定時点とは市町村が異なっている場合は、広域基盤整備計画書策定時点で記載する。
 - ・ 国営地区に関連する市町村名には下線を付す。

(位置図) (様式 1-4-2)

- ・ 県長期計画等の区分がわかるように概要図を記載する。

I. 計画策定区域の概要

(4) 食糧供給能力

① 農業振興計画

ア 県長期計画等

1) 計画策定区域の位置付け

a 長期計画の名称 第〇次△△県農業・農村振興長期計画

b 策定年度 平成〇〇年度 現況：平成〇〇年、計画：(中間)平成△△年、(目標)平成××年

c 県長期計画における計画策定区域の位置付け

地域名	市 町 村 名	広域基盤整備計画地域	関連する国営事業地区	備考

(平成〇〇年〇月現在)

(位置図)

(様式 1-4-2)

〇〇県の地域行政区分と広域基盤整備計画調査地域

記載要領

1. 計画策定区域の概要

- (4) 食糧供給能力
 - ① 農業振興計画
 - ア 県長期計画等
 - 2) 広域基盤整備計画調査地域における農業施策の展開方向（県長期計画抜粋）（様式 1 - 4 - 3）

・ 国営事業の位置付けについては、具体的な国営事業地区名の記載がある場合は「直接」区分に◎印を、「基幹的水利施設」等の国営事業として想定される内容の記載がある場合は「直接」区分に○印を、「小用排水路」、「面整備」等のその他関連事業として想定される内容や土地基盤整備に関する記載がある場合は「間接」区分に○印を記述する。

(様式 1-4-3)

2) 広域基盤整備計画調査地域における農業施策の展開方向 (県長期計画抜粋)

地域名	施策の展開方向	具体的施策の内容	国営事業 位置付け	
			直接	間接
		1. 2. 3.	○	○

記載要領

1. 計画策定区域の概要

(4) 食糧供給能力

① 農業振興計画

エ 市町村農業振興計画

1) 国営地区、広域営農団地との関係、振興計画（様式1-4-1-4）

・「振興計画」に関する記載では、地域農業マスタープラン、水田農業ビジョン、経営基盤強化基本構想、農業振興地域整備計画等の既存の諸計画より、当該地域において必要な事項（土地利用、生産量、経営、担い手等）について記載する。

2) 振興作物総括表（様式1-4-1-5）

・地域農業マスタープラン、水田農業ビジョン、経営基盤強化基本構想、農業振興地域整備計画等の既存の諸計画より、主要作物毎の生産振興の方針について記載する。

3) 主要作物の生産目標達成に向けた施策（様式1-4-1-6）

・地域農業マスタープラン、水田農業ビジョン、経営基盤強化基本構想、農業振興地域整備計画等の既存の諸計画より、振興目標の達成に向けた施策の内容について記載する。

4) 市町村振興計画の国営事業地区別まとめ（様式1-4-1-7）

・地域農業マスタープラン、水田農業ビジョン、経営基盤強化基本構想、農業振興地域整備計画等の既存の諸計画より、国営地区別に主要作物の作付面積、生産量等について現状と目標を記載する。

エ 市町村農業振興計画

1) 国営事業地区、広域営農団地との関係、振興計画

国営地区：

	備考
<p>(国営地区における位置づけ)</p> <p>(〇〇町振興計画 策定 年度 現況 年度 計画 年度)</p> <p>(〇〇町振興計画 策定 年度 現況 年度 計画 年度)</p>	

※国営地区毎に作成

エ 市町村農業振興計画

2) 振興作物総括表

国営地区：	市町村名：	備考
主要作目の生産振興		
水 稲		
野 菜		
果 樹		
花 き		
乳用牛		

主要作目	振 興 作 物 名
普通作物	
野 菜	
花 き	
果 樹	
畜 産	

(様式1-4-16)

3) 主要作物の生産目標達成に向けた施策

国営地区： 対策名	市町村名： 目標達成に向けた施策	備考
生産振興対策 農産振興： 園芸振興： 畜産振興：	(施策の内容を説明)	
基盤整備改善 (国営事業及び畑かん 関連部分のみ抜粋)		

4) 市町村振興計画の国営事業地区別まとめ

国営地区 (関係市町村)	主要作物	現状 (平成〇〇年)		目標 (平成〇〇年)		国営地区 (関係市町村)	主要作物	現状 (平成〇〇年)		目標 (平成〇〇年)		
		作付面積 (ha)	生産量 (t、千本)	作付面積 (ha)	生産量 (t、千本)			作付面積 (ha)	生産量 (t、千本)	作付面積 (ha)	生産量 (t、千本)	
国営地区 (関係市町村)	米					国営地区 (関係市町村)						
	麦											
	雑穀・豆類											
	地区計							地区計				

※数値は、各市町村の数値の積み上げである。

記載要領

1. 計画策定区域の概要

- (4) 食料供給能力
 - ② 事業実施地区の状況（様式1-4-18）
 - ・ 1 巡目調査からの変化確認のため、1 回目調査と 2 回目調査の作付面積・生産量をならべて表示する。
 - ・ 耕地面積の基準年は、策定年度の前年度とする。
 - ・ 受益面積については、地区の重複を考慮し記載する。
 - ・ 耕地面積・受益面積を記入する備考欄に、地区の受益面積割合を記述する。割合＝受益面積／耕地面積。
 - ・ 作付面積欄には、統計資料の数値を記載し、() として統計値より推計した受益内の作付面積を記載する。
 - ・ 生産量欄には、統計資料の数値を記載し、() として統計値より推計した受益内の生産量を記載する。
 - ・ 市町村合併によって市町村名・数が変わる場合は、内数として記入する。
 - ・ 生産状況の説明は、統計資料の解析だけでなく資料編を参考としながら地区実態の記載とする。(統計データの解析では、作付面積が少ないが、受益地内では特産品として位置づけられている。(内容確認については、協議会等を活用)
 - ・ 機能診断等により早急な改修が必要と判定された重点地区においては、集落データや地区実態による詳細データにより整理した資料を添付する。
- ア 生産団地の状況（様式1-4-19）
 - ・ 国営地区別の生産団地等の概要について記載する。
 - ・ 営農事例がわかる写真があれば添付する。
- イ 作物生産に係る事業の貢献（様式1-4-20）
 - ・ 国営地区別に作物生産に係る事業の貢献について記載する。

1. 計画策定区域の概要

(4) 食料供給能力

(様式1-4-18)

② 事業実施地区の状況 (重点地域)

国営地区名：○○地区

(単位：ha)

関係市町村の 耕地面積及び 受益面積	市町村名		○○市		○○市		計	備考
	統計()	統計()	旧○○町	旧○○町	旧○○町	旧○○町		
田畑樹園地計								()は受益面積

作物年次	作付面積		生産量		生産状況の説明	備考
	H〇〇統計(実態)	H〇〇統計(実態)	H〇〇統計(実態)	H〇〇統計(実態)		
調査年次						
水稲類						
麦類						
豆類						
かんしよ						
野菜類						
根菜類						
葉菜類						
果菜類						
計						
飼料作物						
たばこ						
果樹						
茶						
花卉						
合計						土地利用率 %

()は受益内
※地区実態データに基づく数値を記載

調査年次：H〇〇年、資料：作付実態調査、農林水産統計

(様式1-4-1-9)

②事業実施地区の状況
ア 生産団地の状況

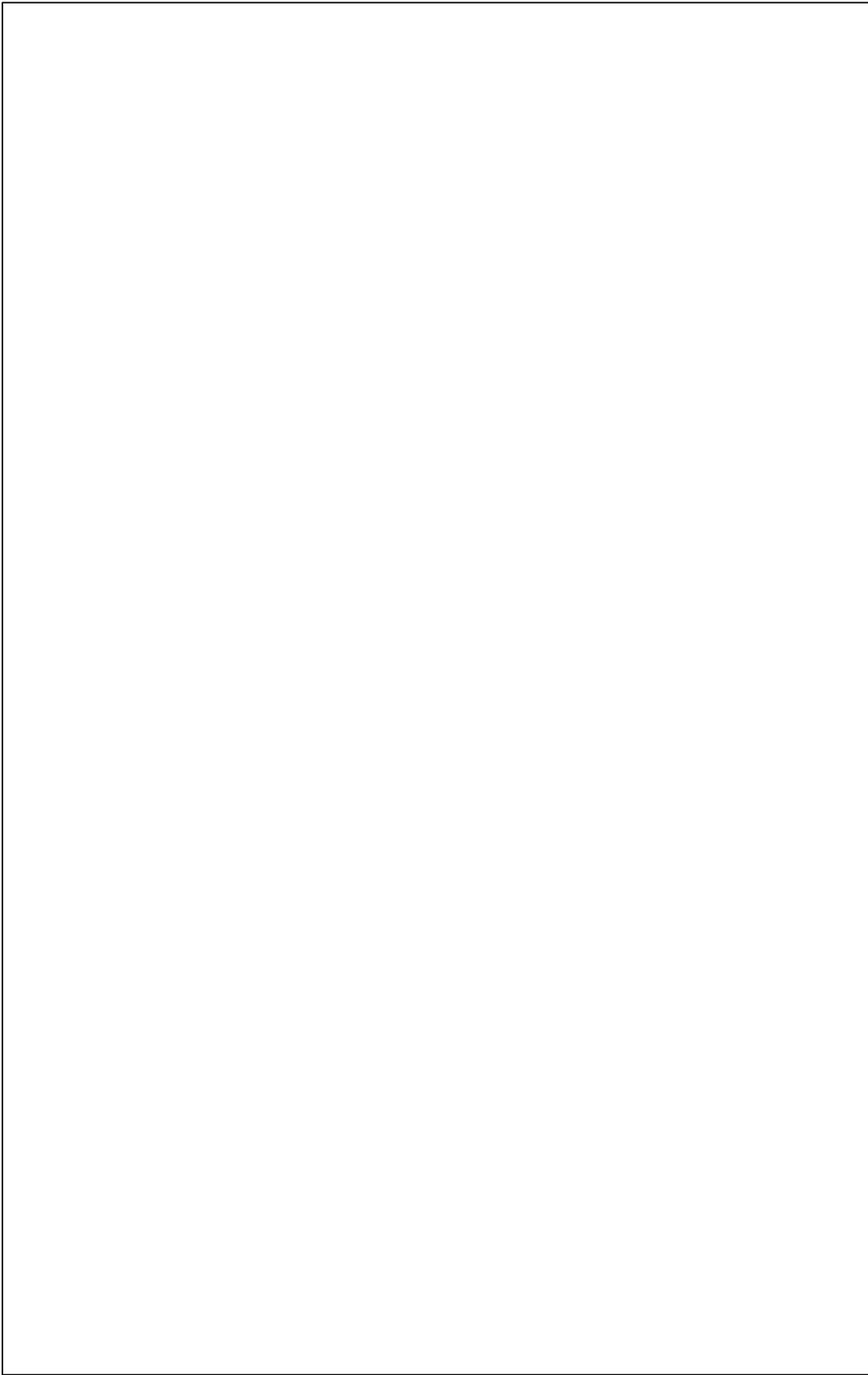
国営地区名：

市町村及び生産団地等	生産団地等の概要	調査年
新富町 【事例1】 ○○メロン経営 (ハウス○a)		
【事例2】 ○○洋ラン経営 (ハウス○○○㎡)		

資料：土地改良事業地区優良経営事例調査

営農事例の写真

(様式1-4-1-9)



イ 作物生産に係る事業の貢献

国営地区名：

事業の貢献	
1. 事業との関係	地区概要図
2. 事業の貢献	
3. 作物生産能力維持に必要な基盤整備についての考察、地元の意見	

資料：県営農村基盤総合整備パイロット事業誌 (H.O. O)

記載要領

- ③ 広域基盤が生産安定と食料の安定供給に寄与する役割
- ア 広域基盤整備計画調査地域の作物生産能力（様式 1-4-21）
- ・最新の県長期計画から整理する。
 - ・対象地区の現況作付面積は、様式 1-4-18 をベースに整理する。
 - ・○○地域の目標は、 $\text{○○地域現況面積} / \text{○○県現況} \times \text{目標値}$ で推計する。
 - ・備考欄に、対象地域の作物生産寄与率を記載する。
○○地域目標生産量/○○県目標生産量

③ 広域基盤が生産安定と食料の安定供給に寄与する役割

ア 広域基盤整備計画調査地域の作物生産能力

第〇次〇〇県農業・農村振興長期計画及び区域の推計
 〇〇県長期計画・農業生産の目標
 (単位:h a、頭、千羽、t、千本、千鉢、%)

作物名	基準年次 (平成 年)		中間年次 (平成 年)		目標年次 (平成 年)		対比 (H/H)		現況 平成 年		〇〇区域(推計)		備考
	作付面積	生産量	作付面積	生産量	作付面積	生産量	作付面積	生産量	作付面積	生産量	作付面積	生産量	
稲													
麦類													
雑穀・豆類													
うち大豆													
いも類													
かかんしよ													
野菜													
果菜類													
根菜類													
葉菜類													
果樹													
花き													
切り花類													
鉢物類													
苗木類													
工芸作物													
茶													
葉たばこ													
飼料作物													
その他													
計													
耕地面積													
耕地利用率													
畜産													
肉用牛													
乳用牛													
豚													
採卵鶏													
ブロイラー													

記載要領

イ 広域基盤整備計画調査地域の生産安定の条件と対策（総括）（様式 1-4-22）

- ・ 県長期計画等を参考に、今後の生産に関する計画をまとめる。

1) 生産普及・流通対策（様式 1-4-23）

- ・ 県長期計画等を参考に、作物毎の生産普及・流通対策について記載する。

2) 普及指導（様式 1-4-24）

- ・ 普及指導について、その概要を県長期計画より記載する。

3) 各種組織の連携方向（様式 1-4-25）

- ・ 各種組織間の連携状況や今後の活動内容について記載する。

イ 広域基盤整備計画調査地域の生産安定の条件と対策 (総括)

③広域基盤が生産安定と食料の安定供給に寄与する役割

イ 広域基盤整備計画調査地域の生産安定の条件と対策

1) 生産普及・流通対策

作物名	生産普及・流通対策	備考
米		
麦、大豆		
野菜		
果樹		

資料：〇〇県「地域農業マスタープラン」(H〇年〇月)

2) 普及指導

普及指導について、その概要を県長期計画よりまとめる。

--

(様式1-4-25)

3) 各種組織の連携方向

各種対策	組織間の連携、今後の活動方向等	備考
経営体育成対策 農地流動化対策 女性・高齢者対策 新規就農対策 集落営農等対策 経営構造対策 生産対策		

資料：〇〇県「地域農業マスタープラン」(H〇年〇月)

記載要領

ウ 広域基盤整備計画調査地域の生産安定に必要な生産基盤（様式 1-4-26）

- ・「水田汎用化の推進」について、県農業長期計画等を参考に記入する。
- ・「畑地の総合的整備の推進」について、県農業長期計画等を参考に記入する。

ウ 広域基盤整備計画調査地域の生産安定に必要な生産基盤

1. 水田汎用化の推進

基準年度 (平成 年度)	中間年度 (平成 年度)		目標年度 (平成 年度)	
	整備面積 ha	整備率 %	整備面積 ha	整備率 %

2. 畑地の総合的整備の推進

国営土地改良事業地区の概要

地区名	関係市町村	受益面積 (ha)		主要事業内容	事業期間及び事業経緯、総事業費	備考
	関係市町村	田 樹園地	畑 計		S 年 S 百万円 S 百万円 S 百万円	
		田 樹園地	畑 計			
		田				
		田 樹園地	畑 計			
		田 樹園地	畑 計			
		畑 計	樹園地			
		畑 計	樹園地			
		田 樹園地	畑 計			

記載要領

エ 県における農業の位置付け

1) 耕地面積 (様式 1-4-27)

- ・この様式をもとに計画書様式 1-4 を記載する。
- ・市町村毎の耕地面積を田、畑 (普通畑、樹園地、牧草地) に分けて記載する。

2) 土地利用状況 (様式 1-4-28)

- ・この様式をもとに計画書様式 1-4 を記載する。
- ・市町村毎の土地利用状況を作物別に記載する。

3) 家畜飼養頭羽数 (様式 1-4-29)

- ・この様式をもとに計画書様式 1-4 を記載する。
- ・市町村毎の家畜飼養戸数、頭羽数を乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラーに分けて記載する。

記載要領

1. 計画策定区域の概要

(4) 食料供給能力

③ 広域基盤が生産安定と食料の安定供給に寄与する役割

オ 担い手の状況

1) 担い手の状況（様式1-4-30）

- ・ 国営事業地区について地区別に記載する。
- ・ 担い手となる集落営農組織とは、基本的に特定農業団体（基盤強化法第23条第4項）の要件を備えた組織のことをいい、具体的には次の要件を満たしている組織。
 - ・ 農作業を受託する組織であること
 - ・ 規約が作成されていること
 - ・ 一元的な経理を行っていること
 - ・ 中心となる者の目標農業所得が定められ、かつその額が法人化後に一定水準以上の額を満たす計画であること
 - ・ 農業生産法人化計画を有すること
- ・ 経営体数及び現状経営面積は市町村から聞き取り記載する。現状経営面積について認定農業者は、農業経営改善計画の現状の経営面積合計を記載する。
- ・ 国営受益内か否かは、当該経営体の代表者の住所により判断する。
- ・ 複数の国営地区の受益となっている市町村の場合、国営事業地区間で受益が重複する数字は（ ）書きとする。

記載要領

1. 計画策定区域の概要

(4) 食料供給能力

③ 広域基盤が生産安定と食料の安定供給に寄与する役割

才 担い手の状況

2) 更新事業に対する意向調査結果 (様式 1-4-3 1)

・ 旧国営地区毎に、地域の代表的な担い手等を対象として、水利用の実態及び営農の将来展望等を踏まえた更新事業に対する意向調査を行い、その調査結果から記載する。

カ 市場ニーズ等に関する調査結果 (様式 1-4-3 2)

・ 旧国営地区毎に J A の販売戦略の概要を記載する。また、大規模小売業者等による既存マーケティング調査結果等を収集し、その概要を記載する。

1. 計画策定区域の概要

(4) 食料供給能力

③広域基盤が生産安定と食料の安定供給に寄与する役割

オ 担い手の状況

2) 更新事業に対する意向調査結果

様式 1-4-3 1

カ 市場ニーズ等に関する調査結果

様式 1-4-3 2

記載要領

6. 環境・景観配慮基本方針

(1) 環境・景観の現況（様式6-1-1）

- ・更新事業実施時における環境計画策定に必要な事前調査、文献収集等を行う。
- ・環境・景観の現況について現地調査、文献（田園環境整備マスタープラン、農村環境計画、農村環境計画、レッドデータブック、関係市町村誌、河川水辺の国勢調査（国交省）、農業農村環境情報整備調査、生態系情報調査（資源課）、田んぼの生き物調査等）、既存調査資料等により、旧国営地区毎を基本に記載する。
 - 例) ・地域の生態系及び景観の概要
 - ・田園環境整備マスタープランの概要
 - ・保全すべきと考えられる生物、景観等
- ・写真・スケッチ等にはそれぞれ説明文を添付する。



【大堰（内川）】

有備館沿いから1.7kmの遊歩道が設置されている。

※写真、スケッチ等にはそれぞれの説明文を添付。

記載要領

6. 環境・景観配慮基本方針

- (2) 環境・景観配慮基本方針（様式6-2-1）
 - ・各市町村の農村環境計画及び田園環境整備マスタープランにおける環境配慮の指針を記載する。

6. 環境・景観配慮基本方針

(2) 環境・景観配慮基本方針

各市町村の田園環境整備マスタープランにおける環境配慮指針

(記載例)

市町	上位計画	環境配慮の基本計画	田園環境マスタープランエリア
〇〇町	「豊かな経済と魅力のあるまち」 ⇒施策①農業の振興 「自然を生かした住み良いまち」 ⇒施策②公園・緑地の整備 施策③環境・衛生の向上 ※第4次〇〇町総合開発計画	○自然環境や優れた田園景観との調和に配慮した生産環境基盤の整備 ○生活環境の向上及び都市と農村の交流を促す生産環境基盤の整備 ○社会環境の向上・充実を旨とした生産環境基盤の整備	○環境創造区域 ①レクリエーションの場としての自然環境の保全 ②生態系に配慮した用排水路の整備 ○環境配慮区域 ③豊かな自然環境や優れた田園景観と調和した生産環境基盤の整備 ④生活環境の向上及び都市と農村の交流促進と一体化した生産環境の整備
××町	○自然・共生 豊かな自然と共生するまちづくり ※第3次××町総合計画	○環境に配慮し、良好な水辺空間を創出する多自然型水路づくり等、豊かな生態系の保全を図る ○農業廃棄物、家畜糞尿を再資源化し、地球循環システムを確立する	○環境創造区域 ①環境管理施設による家畜糞尿の適切な処理 ○環境配慮区域 ②環境に配慮した基盤整備の推進
△△町	○個性とうるおいのある都市基盤づくり ○安全で快適な生活環境づくり ※第4次△△町総合計画	○自然と調和したふれあいの空間の創出 ○自然生態系に配慮した河川や農業用排水路の改修 ○省資源・リサイクルの促進	○環境配慮区域 ①景観保全
□□町	○豊かな自然と共生するまち ○うるおいと安らぎを感じるまち ○地球にやさしく資源を大切に ○ここらと参加でつくるまち ※□□市環境基本計画	○豊かな自然と共生し、身近な生物層の保全と生物生息場の創造 ⇒動植物に配慮した事業を展開し、自然環境の保全 ○恵まれた自然、歴史文化を活かした交流と生活の場の創造 ⇒家畜排せつ物の適正処理や省エネを推進し、資源循環システムの構築 ⇒親水空間等の確保による、環境保全意識の向上 ⇒良好な景観や美しい田園風景の保全	○環境配慮区域 ①環境に配慮した基盤整備